うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)				
自己資本				
自己資本の額（(イ)－(ロ)）　(ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセット額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
ＣＶＡリスク相当額を８％で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	%		%	

（記載上の注意）

1．「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第１項第８号に規定する単体自己資本比率をいう。

2．「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十号の11第１の３．を次のように改める。

３．連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				